

秦野市国民健康保険税条例の一部を改正することについて

秦野市国民健康保険税条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和 2 年 2 月 2 6 日提出

秦野市長 高 橋 昌 和

提案理由

保険給付費の増加等による特別会計の財源不足が見込まれることから、基礎課税額及び後期高齢者支援金等課税額に係る所得割率、均等割額及び世帯別平等割額並びに介護納付金課税額に係る所得割率を引き上げるとともに、字句の整理を行うため、改正するものであります。

秦野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

秦野市国民健康保険税条例（昭和30年秦野市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「100分の5.38」を「100分の5.89」に改める。

第5条中「19,600円」を「19,700円」に改める。

第6条中「20,800円」を「21,400円」に改める。

第7条中「100分の1.98」を「100分の2.37」に改める。

第8条中「、6,300円」を「6,700円」に改める。

第9条中「、6,700円」を「7,300円」に改める。

第10条中「100分の1.83」を「100分の1.98」に改める。

第16条第1号ア中「13,720円」を「13,790円」に改め、同号イ中「14,560円」を「14,980円」に改め、同号ウ中「4,410円」を「4,690円」に改め、同号エ中「4,690円」を「5,110円」に改め、同条第2号ア中「9,800円」を「9,850円」に改め、同号イ中「10,400円」を「10,700円」に改め、同号ウ中「3,150円」を「3,350円」に改め、同号エ中「3,350円」を「3,650円」に改め、同条第3号ア中「3,920円」を「3,940円」に改め、同号イ中「4,160円」を「4,280円」に改め、同号ウ中「1,260円」を「1,340円」に改め、同号エ中「1,340円」を「1,460円」に改める。

第17条第2項中「月割」を「月割り」に改める。

第23条中「すべて」を「全て」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の秦野市国民健康保険税条例の規定は、令和2年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和元年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第 1 1 号 秦野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案新旧対照表

網かけ部分以外は、字句の整理によるものです。

新	旧
<p>(国民健康保険の被保険者に係る所得割額)</p> <p>第 4 条 前条第 2 項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る法第 3 1 4 条の 2 第 1 項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第 2 項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額 (第 7 条及び第 1 0 条において「基礎控除後の総所得金額等」という。) に 1 0 0 分の 5. 8 9 を乗じて算定する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額)</p> <p>第 5 条 第 3 条第 2 項の被保険者均等割額は、被保険者 1 人について 1 9, 7 0 0 円 とする。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額)</p> <p>第 6 条 第 3 条第 2 項の世帯別平等割額は、1 世帯について 2 1, 4 0 0 円 とする。</p> <p>(後期高齢者支援金等課税被保険者に係る所得割額)</p> <p>第 7 条 第 3 条第 3 項の所得割額は、後期高齢者支援金等課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に 1 0 0 分の 2. 3 7 を乗じて算定する。</p>	<p>(国民健康保険の被保険者に係る所得割額)</p> <p>第 4 条 前条第 2 項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る法第 3 1 4 条の 2 第 1 項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第 2 項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額 (第 7 条及び第 1 0 条において「基礎控除後の総所得金額等」という。) に 1 0 0 分の 5. 3 8 を乗じて算定する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額)</p> <p>第 5 条 第 3 条第 2 項の被保険者均等割額は、被保険者 1 人について 1 9, 6 0 0 円 とする。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額)</p> <p>第 6 条 第 3 条第 2 項の世帯別平等割額は、1 世帯について 2 0, 8 0 0 円 とする。</p> <p>(後期高齢者支援金等課税被保険者に係る所得割額)</p> <p>第 7 条 第 3 条第 3 項の所得割額は、後期高齢者支援金等課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に 1 0 0 分の 1. 9 8 を乗じて算定する。</p>

(後期高齢者支援金等課税被保険者に係る被保険者均等割額)

第8条 第3条第3項の被保険者均等割額は、後期高齢者支援金等課税被保険者1人について6,700円とする。

(後期高齢者支援金等課税被保険者に係る世帯別平等割額)

第9条 第3条第3項の世帯別平等割額は、1世帯について7,300円とする。

(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)

第10条 第3条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の1.98を乗じて算定する。

(保険税の減額)

第16条 次の各号のいずれかに掲げる保険税の納税義務者に対して課する保険税の額は、第3条第2項本文の基礎課税額からそれぞれの各号ア及びイに掲げる額を減額して得た額（その減額して得た額が法第703条の4第11項に規定する額を超える場合には、その額）、第3条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からそれぞれの各号ウ及びエに掲げる額を減額して得た額（その減額して得た額が法第703条の4第19項に規定する額を超える場合には、その額）並びに第3条第4項本文の介護納付金課税額からそれぞれの各号オ及びカに掲げる額を減額して得た額（その減額して得た額が法第703条の4第27項に規定する額を超える場合には、その額）の合算額とする。

(後期高齢者支援金等課税被保険者に係る被保険者均等割額)

第8条 第3条第3項の被保険者均等割額は、後期高齢者支援金等課税被保険者1人について6,300円とする。

(後期高齢者支援金等課税被保険者に係る世帯別平等割額)

第9条 第3条第3項の世帯別平等割額は、1世帯について6,700円とする。

(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)

第10条 第3条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の1.83を乗じて算定する。

(保険税の減額)

第16条 次の各号のいずれかに掲げる保険税の納税義務者に対して課する保険税の額は、第3条第2項本文の基礎課税額からそれぞれの各号ア及びイに掲げる額を減額して得た額（その減額して得た額が法第703条の4第11項に規定する額を超える場合には、その額）、第3条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からそれぞれの各号ウ及びエに掲げる額を減額して得た額（その減額して得た額が法第703条の4第19項に規定する額を超える場合には、その額）並びに第3条第4項本文の介護納付金課税額からそれぞれの各号オ及びカに掲げる額を減額して得た額（その減額して得た額が法第703条の4第27項に規定する額を超える場合には、その額）の合算額とする。

(1) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、法第314条の2第2項に規定する金額を超えない世帯に係る納税義務者

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について **13,790円**

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について **14,980円**

ウ 後期高齢者支援金等課税被保険者に係る被保険者均等割額 後期高齢者支援金等課税被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について **4,690円**

エ 後期高齢者支援金等課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について **5,110円**

オ・カ （略）

(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、法第314条の2第2項に規定する金額に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき280,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について **9,850円**

(1) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、法第314条の2第2項に規定する金額を超えない世帯に係る納税義務者

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について **13,720円**

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について **14,560円**

ウ 後期高齢者支援金等課税被保険者に係る被保険者均等割額 後期高齢者支援金等課税被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について **4,410円**

エ 後期高齢者支援金等課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について **4,690円**

オ・カ （略）

(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、法第314条の2第2項に規定する金額に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき280,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について **9,800円**

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯
について 10,700円

ウ 後期高齢者支援金等課税被保険者に係る被保険者均等割額 後期高齢者支援金等課税被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 3,350円

エ 後期高齢者支援金等課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 3,650円

オ・カ （略）

(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、法第314条の2第2項に規定する金額に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき510,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 3,940円

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 4,280円

ウ 後期高齢者支援金等課税被保険者に係る被保険者均等割額 後期高齢者支援金等課税被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 1,340円

エ 後期高齢者支援金等課税被保険者に係る世帯別平等割額

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯
について 10,400円

ウ 後期高齢者支援金等課税被保険者に係る被保険者均等割額 後期高齢者支援金等課税被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 3,150円

エ 後期高齢者支援金等課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 3,350円

オ・カ （略）

(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、法第314条の2第2項に規定する金額に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき510,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 3,920円

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 4,160円

ウ 後期高齢者支援金等課税被保険者に係る被保険者均等割額 後期高齢者支援金等課税被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 1,260円

エ 後期高齢者支援金等課税被保険者に係る世帯別平等割額

1世帯について 1,460円

オ・カ (略)

(特例対象被保険者等に係る課税の特例)

第17条 (略)

2 保険税の賦課期日後に前項の特例対象被保険者等となった場合にあつては、その属する月以後の所得割額は、前項の特例対象被保険者等であるものとして、月割りによって算定する。

(税額の端数計算の特例)

第23条 法第20条の4の2第6項ただし書の規定により、保険税の納期ごとの分割金額に100円未満の端数があるとき、又はその分割金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額は、全て最初の納期に係る分割金額に合算するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の秦野市国民健康保険税条例の規定は、令和2年度以後の年度分の国民健康保険税について適用

1世帯について 1,340円

オ・カ (略)

(特例対象被保険者等に係る課税の特例)

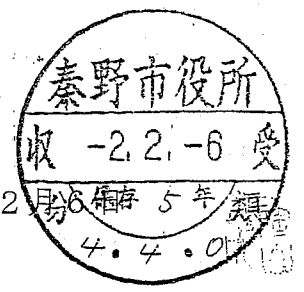
第17条 (略)

2 保険税の賦課期日後に前項の特例対象被保険者等となった場合にあつては、その属する月以後の所得割額は、前項の特例対象被保険者等であるものとして、月割によって算定する。

(税額の端数計算の特例)

第23条 法第20条の4の2第6項ただし書の規定により、保険税の納期ごとの分割金額に100円未満の端数があるとき、又はその分割金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額は、すべて最初の納期に係る分割金額に合算するものとする。

し、令和元年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

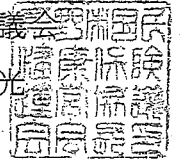


令和2年2月6日

秦野市長 高橋 昌和 様

秦野市国民健康保険運営協議会

会長 山口 金光



秦野市国民健康保険税の税率等の改定について（答申）

令和2年1月31日付け、FNo.4・4・0（甲）にて諮問のありましたこのことについて慎重に協議したところ、秦野市国民健康保険事業特別会計の財政運営の安定と健全化を図るため、諮問書のとおり改定することが適当と認めますので、ここに答申します。

附帯事項

- (1) 神奈川県国民健康保険運営方針においては、赤字繰入金は削減すべきとされており、秦野市においても、被保険者に急激な負担増が生じないように段階的な削減に取り組むとともに、毎年度提示される標準保険料率及び国保事業費納付金の推移を注視し、今後も計画的に赤字繰入金の削減に努めること。
- (2) 赤字繰入金の削減については、税率改正を行うだけでなく、引き続き、未収金対策事業の取組の継続と強化を図ること。
- (3) 増加する医療費の抑制を目的に、引き続き、ジェネリック医薬品の使用促進とレセプト点検の実施による医療費適正化に努めるとともに、被保険者の一層の健康保持増進に向けて、データヘルス計画に基づく、特定健康診査事業などの保健事業を積極的に推進すること。



F No. 4 ・ 4 ・ 0 (甲)

令和 2 年 1 月 3 1 日

秦野市国民健康保険運営協議会

会 長 山 口 金 光 様

秦野市長 高 橋 昌 和



秦野市国民健康保険税の税率等の改定について（諮問）

現在の国民健康保険事業の財政運営は、医療の高度化及び国保加入者の高齢化に伴い、一人当たりの医療費が増大する一方、被保険者数の減少による税収も減少傾向にあり、その財源不足のため、一般会計からの決算補てんを目的とした法定外の繰入金（赤字繰入金）に依存している状況が続いています。

平成 30 年度からの国保制度改革では、神奈川県が算定した「国民健康保険事業費納付金・標準保険料率」に基づき、市は県へ国民健康保険事業費納付金を納付するとともに、標準保険料率を参考に保険料率を決定する仕組みに変わりました。

また、神奈川県が策定した国民健康保険事業運営方針では、一般会計からの決算補てんを目的とした法定外の繰入金は削減すべきであると定められています。

本市の国民健康保険事業は、国保加入者の一人当たり保険税額は県下でも 19 市中 17 番目と低い水準である一方、赤字繰入金は 19 市中 6 番目に高い状況であり、現行税率を維持した場合、今後 2 年間で 1.1 億 7 千万円に達することが見込まれます。

このような状況の中で、標準保険料率とのかい離、県内各市との格差解消及び国民健康保険財政の歳入歳出の均衡を図るため、税率等の改定を提案するものであります。

（改定の考え方）

- 1 県内 19 市中の本市の保険料水準と赤字繰入金の状況を考慮し、本市の保険料水準を上げる必要がある。
- 2 今回の改定により、決算において最も赤字繰入金が増加した平成 28 年度

(5億8百万円)を単年度で下回るよう推計。

- 3 過去の改定率4.11%から7.91%を参考に、県の算定した標準保険料率との格差を比較。改定率が大きければ、赤字繰入金の削減に繋がるが、被保険者にとっては負担増になり、改定率が小さければ、赤字繰入金はすぐに増加に転じ、毎年改定が必要となることから、過去の改定時の考え方と同様に令和2年度及び3年度の2か年での計画期間とした。
- 4 今回の改定により、すぐに赤字繰入金の解消とはいかないが、国民健康保険税の急激な上昇を抑えるため、段階的に削減するためのステップと位置づけ、7%台の改定率とした。

改定税率等につきましては、国民健康保険事業特別会計の財源不足を補い、標準保険料率とのかい離及び県内各市保険料率との格差解消のための段階的取組みとして、基礎課税額(医療給付費分)のうち、所得割額を5.38%から5.89%、均等割額を19,600円から19,700円、平等割額を20,800円から21,400円、後期高齢者支援金等課税額(後期高齢者支援金分)のうち、所得割額を1.98%から2.37%、均等割額を6,300円から6,700円、平等割額を6,700円から7,300円、介護納付金課税額(介護納付金分)のうち所得割額を1.83%から1.98%に改定し、保険税率を平均で7.48%引き上げるものです。

以上の主旨を踏まえ、御審議いただきますようお願い申し上げます。